平成２２年（フ）第１２号
埼玉県さいたま市浦和区領家７丁目25番26号、従前の住所石川県金沢市材木町19番44号
破産者　遠藤　研二
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６５７６号
大阪府池田市荘園１丁目12番６号
破産者　北原　妙子
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９００号
大阪府貝塚市澤1045番地の６
破産者　萩原　三郎
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６０２号
大阪市住之江区浜口東３丁目３番10号、前住所大阪市住吉区遠里小野１丁目９番22―702号
破産者　石原商店こと　石原　暉也
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３３６号
大阪市平野区加美北３丁目７番30―519号
破産者　辻村　英広
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９７号
大阪府大東市寺川１丁目16番1104号
破産者　恩地　　技
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１３７号
大阪市此花区春日出北２丁目４番11号　ステイファースト此花402号
破産者　高橋　勝也
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２７６号
大阪市天王寺区大道４丁目１番８号　ベルメゾンナカエ３－Ｃ号
破産者　梅本　淳志
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９５号
大阪府高槻市宮野町４番５―202号
破産者　畠山　拓知
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４９７号
札幌市厚別区青葉町14丁目15番５号
破産者　山尾　　勲
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８号
神奈川県綾瀬市小園南１丁目５番５号
破産者　笛木エミ子
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
福井県越前市千福町41番地の３
破産者　河上千嘉子
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地１号棟406、開始決定時の住所京都府京田辺市薪小山25番地８
破産者　北川　則仁
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１５号
京都府向日市物集女町五ノ坪18番地の29
破産者　髙萩　恒一
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３８号
京都府木津川市梅美台５丁目20番地17　ローズマリー102号
破産者　白尾まき子
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１０３号
宮崎県延岡市日の出町１丁目16番地17、破産手続開始時の住所宮崎県日南市飫肥１丁目２番23号
破産者　平部　勇人
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２０年（フ）第１１１号
福岡県大牟田市白金町157番地
破産者　深谷　忠男
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部